

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 大宮 惇幸

### 1 日時

平成 21 年 3 月 23 日（月曜日）

午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 20 分散会

### 2 場所

第 2 委員会室

### 3 出席委員

大宮惇幸委員長、工藤勝博副委員長、新居田弘文委員、関根敏伸委員、五日市王委員、菅原一敏委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、工藤勝子委員、飯澤匡委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

齋藤担当書記、桂木担当書記、紺野併任書記、伊藤併任書記、大村併任書記

### 6 説明のため出席した者

高前田農林水産部長、小田島副部長兼農林水産企画室長、佐々木農政担当技監、須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、西村林務担当技監、大森水産担当技監兼水産振興課総括課長、松岡競馬改革推進室長、宮参事、高橋農林水産企画室企画担当課長、門口団体指導課総括課長、大澤団体指導課指導検査担当課長、浅沼流通課総括課長、徳山農業振興課総括課長、井上農業振興課担い手対策担当課長、高橋農業普及技術課総括課長、沼崎農村建設課総括課長、川嶋農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業担当課長、佐々木畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生担当課長、堀江林業振興課総括課長、平野林業振興課特命参事、竹田森林整備課総括課長、中村森林整備課整備担当課長、藤原森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整担当課長、佐々木漁港漁村課総括課長、浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事

千葉理事

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

#### (1) 議案審査

ア 議案第 29 号 岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

イ 議案第 30 号 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

## 9 議事の内容

○大宮惇幸委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、執行部より平成 21 年度岩手県競馬組合事業計画について発言を求められておりますので、本日の審査終了後、これを許したいと思いますので、御了承いたします。

初めに、議案の審査を行います。議案第 29 号岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○沼崎農村建設課総括課長 それでは、議案第 29 号岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 44 ページをお開きください。また、お手元に配付しております説明資料及び補足説明資料を一緒にごらんいただきたいと思っております。

本条例は県営土地改良事業の実施に当たり、土地改良法の規定に基づき徴収する分担金、いわゆる受益者負担金であります。その分担率及び徴収方法等について定めているものであります。条例の改正内容を御説明する前に、今回新たに追加する農地集積加速化基盤整備事業の特徴について御説明いたします。

補足説明資料をごらんください。いわゆる圃場整備事業は、これまで経営体育成基盤整備事業などを中心に、圃場の大区画化や用水のパイプライン化などを通じ、農業生産の向上はもとより担い手の育成や農地利用集積の促進など農業の構造改革にも効果を上げてきたところです。しかしながら、担い手の経営をさらに効率化するためには、面的なまとまりを重視した農地利用集積の質的向上が重要であるとして、国では平成 20 年度に農地集積加速化基盤整備事業を創設したところであります。そこで、本県におきましても、質の高い面的な集積の推進に加え、中山間地域では国の補助率が 5%かさ上げされる本事業を導入し、農家経営の安定を図ろうとするものであります。

本事業のメリットについてであります。二つございます。まず一つ目は、認定農業者の増加が事業要件から外されたことであります。このため、経営所得安定対策によって集落営農組織や認定農業者の確保、育成が進み、今後さらなる増加が難しい地域への事業導入が可能となります。加えて、二つ目でございますが、中山間地域における国の補助率が 50%から 55%に 5%アップし、その分農家負担の軽減が図られるものであります。

次に、本事業の特徴であります面的集積について御説明いたします。補足説明資料の真ん中より少し下、3の面的集積のイメージをごらんください。この図は耕作者ごとに色分けしたものであります。事業実施前は、Aさん、Bさん、Cさんの農地がそれぞれ分散しており

ましたが、この事業による換地あるいは利用権設定等を通じて面的なまとまりを持ったいわゆる団地化を進め、農作業や水管理を始めとする担い手の営農をさらに効率化し、安定した農家経営を目指そうとするものであります。

次に、4の平成21年度の予定でございますが、9地区で事業費は21億1,900万円を予定しております。このうち新規地区として、下の表の米印でございますけれども、一関市花泉町の日形地区及び奥州市江刺区の藤里北部地区を予定しております。また、経営体育成基盤整備事業からの移行地区、いわゆる新制度への振りかえ地区として、遠野市の猫川左岸地区ほか6地区を予定しております。

次に、説明資料をごらんください。これまで申し上げたことを第1の改正の趣旨、第2の条例案の内容にまとめております。御確認願います。

最後に、施行期日についてでございますが、この条例は平成21年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○大宮惇幸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 最初に、44ページの改正前、改正後の比較の欄があります。それで、農地集積加速化基盤整備事業が追加されて、分担金が10分の20ということですが、今の補足資料によりますと、補助率が国50、県30、市町村10、地元10ですか、それから中山間地域にはこうなっていますが、ここでいう分担率10分の20というものと、補足資料との整合性についてお聞きしたいと思えます。

それから、事業の内容ですが、この図面で色分けしたのが右側が変わるということですが、これは換地の事務的なものですか。そうすると、色塗りしない白の部分についても一定の面積の区域が、さっき言った20ヘクタール以上を対象にしてやるということですが、事業実施団体は土地改良区あるいは共同施行というパターンがあると思うのですが、その辺についてまずお聞きしたいと思えます。

○沼崎農村建設課総括課長 まず分担金20%というふうに書いてある理由でございますけれども、土地改良事業分担金徴収条例第2条によりまして、別表、事業区分の欄に掲げる区分に応じ、同表分担率の欄に掲げる率を乗じて得た額以内で知事が定める額を徴収するというふうにされております。この事業は一般地域、中山間地域で国庫補助率が相違するため、分担率が最大となる場合、すなわち一般地域において市町村が事業費負担を行わない場合の分担率というふうなことで、20%というふうに書いておまして、それ以下で知事が定めるというようなことになっております。

それから、事業の実施前後のイメージの件でございますけれども、このAさん、Bさん、Cさん、それぞれ黄色、緑、青というふうに示しておりますけれども、それ以外の白の部分についても県が事業主体となってこの事業を進めていくわけですが、Aさん、Bさん、Cさん以外の方に集積される、あるいはやはり従前どおり私が引き続きやっていきたいというふうなそれぞれのパターンがあると思えますけれども、そういうふうなのでイメージ

した部分でございます。いずれ換地とか、利用権集積、利用権の設定などを通じて、こういうふう集積、団地化していきたいというふうを考えているものでございます。

○新居田弘文委員 条例のほうの意味はわかりました。上限は 20%ということだということですが、それ以下ということもあるということに関連して、上のほうに経営体育成基盤整備事業、名前はいろいろ変わりますけれども、同じような事業をずっとやってこられましたけれども、あれも国が 50、県が 30、市町村が 10、地元負担金 10 と。すると、基本的には上と同じようなパターンだと。ただ、面工事とかそういう工事は払わない、いわゆる県での調整を事業の内容にしたものということの理解でいいのかということです。

それから、このイメージについてはわかりましたが、この面積要件の上のほうに 20 ヘクタール、全体はそうですが、30 アール区画が 3分の2以上というのは、1枚1枚の権利面積が 30 アール以上の面積を対象にしているようですが、実際は個人は 30 アールあたり、それ以下だったりさまざまあるのですけれども、その辺についてのとらえ方とございますか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○沼崎農村建設課総括課長 2点お尋ねがありましたが、経営体育成基盤整備事業についてでありますけれども、経営体育成基盤整備事業は補足説明資料の真ん中のところに、ただいま御説明しました農地集積加速化基盤整備事業との差を対比しておりますけれども、採択要件のところでは担い手というふうな欄がありますけれども、経営体育成基盤整備事業のところは認定農業者をふやすというふうなところが要件になっております。いわゆる担い手の数をふやしていくのだというふうなところが主な要件になっております。一方、新しい事業は、担い手については要件を定めないと。そのかわり団地化を進めるのだと。いわゆる面的にまとまったところ、農作業の効率化を目指してやっていくのだというふうな国のほうの政策目標、それに向かっての新しい事業制度だというふうに御理解いただければと思います。

それから、面積要件の関係でございますけれども、30 アール区画が 3分の2以上というふうになっておりますけれども、これは工事をした際の区画の大きさ、いわゆる 3反歩区画の圃場が地域の 3分の2以上を占めることというふうなことになることになっております。特に少し勾配が急なところでは、3反歩にするよりも2反歩区画にしたほうが良いというふうなところもありますけれども、いずれ3反歩で3分の2以上をつくってこれというふうなことになることになっております。

それから、その3反歩の中に小面積しか所有していない方がいらっしゃるかと思いますけれども、そういうふうな方についてもいずれ30アール区画の中で畦畔をつくるわけにはいかないのですけれども、区切ったというふうなことで所有権を分割していただくというふうになっております。

○新居田弘文委員 わかりました。そうすると、今、経営体育成基盤整備事業を各地域でやっていますが、そういう進行中のものとこれらの調整について一つお聞きしたい。

○沼崎農村建設課総括課長 今、圃場整備事業をするに当たっては二つの事業ができた

いうふうなことで、どちらを選択するかというふうなことになると思いますけれども、いわゆる中山間地域では、やはり5%かき上げになるものですから、この新しい制度が有利になるということで、新しい制度に乗りかえるということになると思います。

ただ、平成20年度に実施している経営体育成の中で10地区あったのですが、10地区のうち、すべてが乗りかえしなかったというふうなことになっていますけれども、それについてはもう既におおむねの事業が終わって、残っているのは換地処分とか、そういうふうなところについては、乗りかえる手間よりはこのままいったほうが良いというようなことで乗りかえしないでいっております。

そういうふうなことで、中山間地域というふうなことで、メリットがあるところについては新しい制度に乗る、それから乗れない平場の地域については従来の経営体育成基盤整備事業でいくというふうなことになっております。

○菊池勲委員 今回の説明だと工事が終わったようなところだけでも、終わりそうなところもあるわけですね。そして、こういうふうな5%も違うとなれば、農家の人には大変魅力があるのですよ。改良区の工事が終わると、この状態のときに今度は取らなければならないわけですね。うちもあるのだけれども、四、五年前から始まっているのだよね。そういうのは乗りかえはできるのか、不可能なのか、それを教えてください。

○沼崎農村建設課総括課長 乗りかえについては、あくまでも地域の方々の判断になりまして、今回移行しなかった地域もまさに完了間際の地区で、乗りかえる手間暇よりは今のままいったほうが良いというふうな、金、負担金を下げるか、それと手間暇のところを判断していただいたというふうなことになっています。現在、経営体育成でやっている地区においても残っている事業費が多ければ、当然5%のメリットはあるわけですので、そこら辺は我々も地域の方々と一緒になって相談して、より有利なほう、より地域のほうでメリットがあるところを選んでいきたいと思っております。

○菊池勲委員 これとはまた別なのだけれども、私のところでも平成21年度に圃場整備の採択をもらう予定になっておったのだけれども、今私も全く気がつかないから、採択になれば当然予算をつけてくれるだろうと思っておって、あるときに結構大勢が集まったところに、マイクを持ってはしゃべらなかつたのだけれども、立ち話をした。後で振興局の担当部長から聞いたならば、圃場整備の場合、初年度は設計がもうほとんどで、終わりだと。2年度目から工事の予算がつくようになっていましてと言われて、知らないとはいいいながらびっくりした。それで我々は、ずっと前からやっていたけれども、去年の8月1日に、五つの区画を合併して新しい改良区をつくってもらった。そのさまざまな中で、これは金ヶ崎町に当たるところなのだけれども、四百数十ヘクタールの圃場整備は前からお願いしておったのだけれども、なかなか国の予算等を含めて採択にならなかった。そこがなったと思って喜んだ。当然予算がつくのだと思ったら、一銭もつかないと言われてがっかりしているのだけれども、こんなのは我々にすれば農家のためにも一年でも早く終わらせたいし、そしてすばらしい農業をさせてほしいと思ったのだが、なかなかそれは難しいことなのかな、部長さん。

もしできたら早くしてほしいと思っていたのだけれども、振興局の部長さんにはだめだと言われていた。だけれども、設計予算としては八千数百万円つけてくれましたという話で、四百数十ヘクタールの設計をすべて終わって、次年度から予算はつきますなんていう話はもらったのだけれども、1年間待つとなると我々農家にすれば余りに長い時間なのです。できたら、どんな予算でもいいから工事が始まる。農家にすれば、何十年も待ったのだけれども、やっと始まったのだなという話になると思って見ているのだけれども、その辺は不可能に近いのか教えてください。できたらお願いしたい。

○沼崎農村建設課総括課長 1年目からの工事着工ができないのかというふうな御質問でございますが、圃場整備事業は基本的に6年間で事業を終えるというふうなことになっておりまして、6年のうちどういうふうに事業を進めていくかというふうなことになっていきますけれども、従来からもやっていることなのですけれども、1年目には地区の中の実施設計をきちんとやる、それから一番大事なのが換地の原案をつくる、そしてそれを皆さんに認めていただくというのが一番大事な作業になっております。換地をきちんと決めることによって、2年目以降の工事あるいはその地域の中の調整がスムーズにいったって、工事が着々と進んでいくというふうなことになります。

そういうふうなことで、1年目にしっかりと地域の合意形成のもとに換地原案をつくっていくというところに我々としては重心を置きたいなと、注力したいなということで進めております。運よくさらにスムーズに換地原案なんかを作成してというふうなことになれば、また別の方法もあるかと思えますけれども、当面のところではまず換地原案をしっかりつくって次年度の工事に備えたいというふうなことで考えております。

○高前田農林水産部長 圃場整備の進め方につきましては、ただいま沼崎総括課長のほうから御説明したとおりでございますが、ただ私どもとしても農家の皆さんの考え方、御要望というものは常にお聞きをしております。特に土地改良事業につきましては、工期をとにかく1年でも短縮することによって、農家の負担にもいろいろと影響してくるところがございますし、何よりもそういった圃場整備による効果を早期に発現させるといったようなことでも極めて重要なことだというふうに考えております。そういったようなことから、例えば工事の施工に際しても、まずはしっかりと実施設計、これが基本になるわけですが、施工に際してもさまざまな工夫ができることをいろいろと今取り組んでいるところでございまして、今後ともそういった農家の方々の御要望にこたえられるような工事の早期完了ということに努めてまいりたいというふうに思います。

○工藤勝子委員 遠野地区は猫川と土淵の改良区が入っております。猫川のほうはほとんど99%終わっていると思っておりますし、土淵も多分完成が平成23年だと思っておりましたので、もうかなり改良が進んできておりました。それぞれの地区で換地も終わって、多分作付けされているのですけれども、例えばこのイメージのままにいくと今も土淵地区はこういう形でのいるのですよね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員 それを今年度、右のほうの事業実施後のような形にまとめるということですが、例えば換地が済んだということはもう自分の収入に移っているということですね。それを今度またその地域内でお話をして、多分5%のメリットがあるので、それぞれこういう形に進んでいくのかなと思いますけれども、こういう感じを地元に入って説明するときに、7地区が今年度の事業として入るということは、例えば振興局の農林部のほうで、こういう事業に対しての説明を行うということになってくるわけですか。何年度までにこれをまとめるという形になるのでしょうか。

○沼崎農村建設課総括課長 今進んでいる地区の面的な集積についてのお尋ねでございますけれども、継続地区で新しい制度に移行しようとする地区は、既にこの事業要件をクリアしておりまして、今のままでもずっと乗りかえられるというふうな状況になっておりますので、そのところは御心配いただくなくても結構だと思っております。

いずれ地域の中で皆さんの御理解で、かなり換地で担い手の方々に集めていただいたり、あるいは使用貸借の関係もかなり進んでいるというふうなことで、要件はかなりのレベルでクリアされているというふうに御理解していただければと思います。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 それでは、国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の45ページをお開き願います。また、お手元に配付しております説明資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

本条例は、国営土地改良事業の実施に当たりまして、土地改良法の規定に基づき、土地改良区等から徴収する負担金につきまして、その負担率及び徴収方法等を定めているものでございます。

次に、改正の趣旨及び条例案の内容についてであります。今般土地改良法施行令が改正されたことに伴いまして、本条例に引用している条項に移動があったことから、本条例第4

条中、政令附則第 8 項を第 10 項に改正しようとするものであります。

本条例第 4 条は、土地改良法の規定に基づきまして、国営土地改良事業の受益地が事業完了後 8 年以内に目的外用途に転用された場合には、一定の要件のもとに県負担金相当額を土地改良区等から特別徴収金として徴収することができる旨を定めているものでございます。ただし、事業計画に定められている用途以外への転用であっても目的外用途に該当しない場合がございます。その要件について土地改良法施行令第 53 条の 8 及び施行令附則第 8 項を引用して定めているものでございます。

施行令第 53 条の 8 では、事業計画に定められている用途以外であっても、農用地間の地目変更、例えば田から畑に変更する場合には目的外用途には該当しないこととされております。

また、施行令附則第 8 項では、農用地間の地目変更であっても田以外の用途から田への変更、いわゆる開田となるような用途変更であってはならないということを規定しているものでございます。

次に、施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○大宮惇幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大宮惇幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大宮惇幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大宮惇幸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から平成 21 年度岩手県競馬組合事業計画について発言を求められておりますので、これを許します。

○浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監 平成 21 年度の競馬組合事業計画について御説明を申し上げます。

平成 20 年度につきましては、特別競馬が先週 20 日から始まっておりまして、昨日までの状況ですと計画のとおり推移しておりまして、本日と、それから今週土日を残しておりますけれども、2 年連続での収支均衡の実現が確実となっております。

それから、平成 21 年度につきましては、4 月 4 日土曜日から水沢競馬場で開催いたしま



すけれども、関係者が一丸となりまして持続可能で安定的な事業運営が可能となるよう努めてまいります。

1の基本方針でございますけれども、魅力あるレースの提供、それから重点的な広報やイベントの展開、また安定的な事業運営の継続といった二つの基本方針を定めております。

2ページ、次のページでございます。開催日程と、それから競走計画でございますけれども、開催日程につきましてはわかりやすく変化に富んだ開催日程ということで、本年度と同様に土、日、月を基本といたしまして開催をいたします。

それから、開催間隔の短縮ということで、水沢競馬、そして盛岡競馬の開催間隔を短くするというので、今年度は3から4開催ごとの開催場の移動でございましたが、平成21年度は2から3開催ごとの移動ということで、場がわりの変化を楽しんでいただくということにしております。

それから、薄暮競馬の開催期間の拡大ということで、今年度は13日でしたが、来年度は5月から8月までおおむね40日程度を予定しております。

それから、競走計画でございますけれども、魅力あるレースの提供ということで、④のレディースジョッキーズシリーズの実施、次のページでございますけれども、⑦のハンデ戦の実施、あるいは⑨の若齢馬の1着賞金の引き上げ、早期出走手当の支給といった数々の取り組みを進めてまいります。開催日程と、それから競走計画の主な概要については下の表のとおりでございます。

次のページ、4ページでございます。お客様サービス計画でございますけれども、競馬開催告知の徹底ということで、ダートグレード3競走、それから根幹重賞といったレースに重点を置いた全国的な広報展開を進めてまいります。

そして、お客様の来場促進ということで、記念日や時節等にちなんだ限定サービスの実施、あるいは騎手との触れ合いイベントやバックヤードツアーの実施といったことを実施してまいります。

それから、勝馬投票券の発売促進ということで、ダートグレード3競走を中心といたしました全国スポーツ紙への馬柱の掲載、あるいは薄暮競馬開催期間の拡大等に取り組んでまいります。

5ページでございます。収支計画でございますけれども、(1)の発売収入計画でございますが、平成20年度、今年度の最終発売見込額を基にして次のとおり定めておりまして、インターネット発売以外については減額となっております。金額的なものは書いておりでございます。

6ページでございます。支出計画でございますけれども、基本的には新計画における経営指標、そういった枠組みに基づきまして事業運営を行うことにしておりますし、特に競走関係費につきましては、全体では減額となっておりますが、若齢馬の1着賞金の引き上げや、新たに早期出走手当を創設いたしまして、馬資源の確保に努めてございます。

最後の7ページでございます。収支計画額でございますけれども、平成21年度の岩手競

馬発売収入、A欄でございますが、218億4,000万円ということで、今年度の最終見込みに比べまして2億円ほどの減となっております。

それから、収入合計、C欄でございますけれども、235億6,000万円ということで、今年度の見込みに比べまして5億円ほどの減となっております。

それから、一番下の欄、経常損益でございますが、2,500万円ということで黒字を計画しているものでございます。以上でございます。

○大宮惇幸委員長 ただいまの説明に対し、何かありませんか。

○飯澤匡委員 一つ気になることなのですが、25%ルールを適用したということで、その範囲で行いますが、実質上は黒字になるということですね。余りにも下方修正しない限りですね。そこで、現場の厩務員との懇談会の実施であるとか、余りこういうことは考えたくないのですが、売上金等が下がってくるとやはりしわ寄せは現場で働く方々にまぎれもなく影響が出てくると。現在でもさまざまな提案等意見の聴取、また意見交換などなさっていると思うのですが、来年度に向けてはどのような計画であるのかということが第1点。

それから、さきの予算特別委員会では馬の確保についてはそれなりの頭数が確保できたというような報告がありましたが、実際に現場で働く厩務員、調教助手、騎手も二、三人やめたというような話も聞いています。そこら辺の人員異動は、来年度の競馬開催に向けてどのような状況になっているのか、これについても御報告をお願いします。

○千葉理事 まず、現場との意見交換についてでございますけれども、来年度も平成19年に設置いたしました運営協議会の中でさまざまな意見交換を実施しているところでございます。特に今年度、運営協議会とは別に厩舎関係者含めまして馬主さん、あるいは厩務員さん含めまして意見交換という形で、非公式の場なのですけれども、相当数開いているところでございます。大体、必要な都度ですから、今年度で今までのところ既に五、六回やっております、そのほかに運営協議会というふうな形でやっているところでございます。

それは厩舎関係者と一緒になってやっているものですが、それ以外にも例えば馬主会独自あるいは調騎会独自、そういった形で今やっているところでございまして、来年度以降も現場の意見をさまざま取り入れながら、この事業計画の中にもハンデ戦も含めまして、例えば芝競走で希望制を取り入れるといたしますか、あれなんかもいわば調教師さん方の希望を大分取り入れた形でやってきているところでございまして、平成22年度に向けまして、平成21年度もそういった意見交換をたくさんこなしまして、平成22年度の事業計画にも反映させていきたいなというふうに思っております。

それから、馬の頭数につきましては、先日御報告申し上げましたけれども、おかげさまで昨年度よりも約5.6%、33頭ほどふえておりまして、人員につきましてはことし2月ぐらいですか、騎手が3人ほどやめておりますけれども、まだ騎手の数という意味では全国主催者と比べましても少ないほうではなく、むしろ多いほうでございます。3人やめたのは大変残念ではございますけれども、平成21年度のレースの実施、そういったものにつきましては特に影響のない範囲でございます。

それから、厩務員さんも実はなかなか足りなくなっている状況ではございます。そういう意味で、調教師さんが中心になりまして募集はしているのですけれども、なかなか集まってこないというところで、現場に大変御苦勞をおかけしているところではございます。厩務員さん等の持ち馬も従前、数年前には3頭ほどだったのが、今は4.何頭となっております。そういう点は、大変御苦勞をおかけしているところではございます。それでも、一たんやめた方がまた戻ってきたり、そういう事例もございますけれども、その辺、調騎会あるいは厩務員会とか、さまざま意見交換をしながら、できるだけ何とかもう少し人員を確保できるようなことができないかどうか検討してまいりたいというふうに思っております。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 それでは、この際何かございませんか。

○新居田弘文委員 農地法の取り扱いについてお聞きしたいのですが、国の地方分権改革でいろいろ議論されている中で、地方の要求に必ずしも国のほうは、これは農林水産の固有の権限だなどという理由で手放す状況にないと思います。大規模の農地転用についても、ほとんど県知事ができることになってはいますが、実態は国と協議しなければ許可をおろせないというような仕組みがある一方で、予算特別委員会でもいろいろ議論ありましたけれども、いわゆるUターンとかIターンとか、地域で農業をやりたいと、あるいは地域に住んでみたいという方がやっぱり楽しみなのが自分が耕作するとか物をつくるというようなことも当然期待してくるわけですけれども、今新たに農家になるには多分50アール以上取得できないとなれない、農地取得できないというような仕組みになっているように聞いておりますが、この辺はもう少し緩和できる方法がないのかどうかお聞きしたいと思います。

○徳山農業振興課総括課長 今、農地改革プランというふうなことで昨年度の暮れに案が示されまして、これを受けた形で今の国会に農地法関連改革法案というのが提出されております。この中にいろんな柱がございますけれども、参入促進という観点から見ますと、これまで所有することが基本というふうな考え方を、所有から貸借へというふうな、借りて正しく使うというふうなことを基本とするというふうな大きな考え方の変更がありました。

新規参入の場合に、特に50アール要件というのがありまして、これは農地の権利取得、貸借でもですし、取得権、所有権でもですし、農業委員会の許可が必要だというふうな最低面積が50アールでございましたけれども、この下限面積について、今度の改正案においては、市町村の農業委員会が独自に定めることができるというふうなことにされまして、ある程度市町村の委員会の裁量で新規就農の促進を図ることができる、このように改正される予定でございます。

○菅原一敏委員 水産の関係で一つお聞きをしたいのですが、宮城県との漁業操業区域の問題なのですが、これにつきましては青森県との問題もあるわけですが、宮城側との問題については12月定例会の一般質問でお聞きをした経緯もあり、その時点までの状況はわかりましたけれども、その後、広田と唐桑の漁業者同士の話し合いも持たれたというふうに聞いて

ております。それから新聞報道もあったのですが、宮城県と岩手県の行政レベルでのお話し合い、調整も進んでいるというような報道があったものですから、12月以降の対応状況、取り組み状況についてお聞かせをいただければというふうに思います。

○五日市漁業調整担当課長 今の宮城県との操業区域についてのお尋ねでございます。

この件につきまして、12月議会で委員から質問されました際に、農林水産部長からもお答え申し上げたところでございますけれども、両県の事務レベルで三つの項目について、今調整を進めていることをお答えさせていただいております。

その後の経過でございますけれども、まず1点目といたしまして、県境側に接する広田、唐桑の漁業者の話し合う場につきましては、12月16日にまず1回目の話し合いの場を設けたところでございます。その際に両地区の漁業者、それぞれ5名ずつ出席していただきましたけれども、今後も共通して、とにかく両隣の地域の漁業者は協調して、お互いに連絡をとり合いながら操業していきたいということを確認してございます。そしてまたこれ以後も継続して定期的に話し合いをしたいというところで合意しておりまして、当初3月末ごろを予定しておったのですが、ちょっと今イサダの漁期に入っておりますので、4月以降にずれ込むかと思いますが、2回目を早急に開催したいというふうに両県で今計画しているところでございます。

次に、2点目といたしまして、今ちょうど漁期、操業時期になっておりますが、両県のイサダの漁業者同士の操業条件等が今まではっきりしていなかったものですから、これについても話し合いの場を設けたいということで取り組んでまいりました。これにつきましては、2月20日に両県の漁業者代表が話し合いをいたしまして、いずれ両県が協調してこの漁期、トラブルのないように操業していきたいというところで、お互い操業条件を確認いたしております。既に漁期に入って2週間ほどたっておりますが、順調に両県協調して操業させていただきます。

次に、3点目でございます。両県の漁業許可証それぞれ二つずつに両県が主張する、宮城県は県境西東線、それから本県は南東線が書いてあることについては早いうちにまず一つずつの許可証から両県が主張する境界線を削除しようということを申し合わせまして、本県側ではイルカの突きん棒漁業、そして宮城県側では火光利用敷網漁業を対象として削除するという方向性を確認しております。そして、両県とも業界との話し合い、打ち合せもおおむね終わりました、業界の理解も得られておりまして、これから許可証から線を削除する具体的な事務作業を進めまして、年度の早いうちに、両県同時に境界線の表示を削除していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○菅原一敏委員 ありがとうございます。順調に進んでいるようにお聞きをしたわけですが、両県の広田、唐桑の漁業者の話、これは漁協のほうも加わっているのかどうか。それから、年度内には漁業許可証から両県の主張するそれぞれの境界ラインがなくなるというお話ですが、それでもってこの問題は解決をするというふうになるものかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○五日市漁業調整担当課長 広田と唐桑の漁業者同士の話し合いには漁協も参加いたしまして、両県の組合の組合長さんですね、向こうは唐桑地区の委員長さんが入りまして、そのトップ同士で合意をしているところでございます。

また、許可証から線を削除するという部分につきましては、一つずつを消すということで、まだもう一つずつ残っておりますので、そっちのほうもだんだんといいますか、これから協議して進めていきたいと思っております。いずれにせよ消した後はそれぞれの漁業の種類ごと、例えば刺し網、例えばかご漁業ごとに、両県の操業ルールを一つずつつくってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○飯澤匡委員 プレジャーボート等の議員発議条例が施行されて、ことしで4年目ですか、そのような状況になると思っておりますが、現在、条例が施行されて以降の状況と課題。

それから、漁業者も随分ライフジャケット等を着衣しないで、この委員会でも何回か私も指摘したときがあったのですが、そのような条例がどのように生かされたのか、生かされないのか。その辺の課題も含めて、県のほうで把握していることがあれば御報告を願いたいというふうに思っております。

○佐々木漁港漁村課総括課長 プレジャーボート条例が平成17年に施行されてから、これまで事故防止、水域の適正利用、損害賠償に備えた措置等につきまして、3年間にわたりまして、全所有者にダイレクトメールなどの広報を行ってまいりました。

条例施行後、本県におきますプレジャーボートに係る死者とか行方不明者等の重大事故等の発生などはございません。そういうことで、この条例による成果はあるのではないかなというふうに思っております。また、プレジャーボートの所有者の保険加入につきましては、平成17年、プレジャーボート条例が施行された時点でございますが、28.4%というような状況でございましたが、平成20年度は48.9%と約2倍といえますか、20.5ポイントアップされております。ただ、近年は伸びに陰りが見えているということで、保険加入の取り組みの強化、こういうものやっつけていかなければならないというふうに思っております。

○五日市漁業調整担当課長 海難防止の関係について、私のほうからお答えさせていただきます。

今年度の海難防止、実は今年度当初、4月に立て続けに5名の方が海難事故で亡くなられるという事故がございました。これらはいずれもライフジャケットを着用していなかったというふうなことが大きな原因でございます。本年度は、トータルでは8名の方がお亡くなりになっておりますが、その残りの3名の方もライフジャケットを着けていなかったというふうなことがございまして、とにかく操業についてはライフジャケットを着用するようにとということで、今、県、業界、あるいは海上保安部等も一緒になって、その辺の指導をさせていただきますところでございます。

具体的には、4月1日から県のほうといたしましては、文書あるいはいろいろな講習会等で着用について周知を図っておりますし、県のホームページ、あるいは県の広報等にも載せさせていただきますところでございます。また、釜石あるいは八戸海上保安部、あるいは宮古の海上保安

所のほうでは救命胴衣の着用率を上げるべく、ライフガードレディースといいですか、救命胴衣を着用する推進員、浜の漁業者の奥様方を委員として委嘱しまして、とにかくライフジャケットを着けて作業に出るよというふうな指導といいですか、そういう委嘱をさせていただいておまして、今年度6漁協、48名の方々に委嘱させていただいております。いずれにしても、これらの取り組みをこれからも継続しながら海難防止に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○飯澤匡委員　そもそもこの条例化に向けた取り組みになったきっかけは、どうもプレジャーボートを利用している方々が海難事故に遭って、結局漁業者の方々が無償で助けに行かなければならないと。こういう事故が年々多発しているの、何とかならないかというふうなことから実は始まったのです。

ただいま御報告いただいたように、プレジャーボートのほうはそういうような法規制があつて、これは罰則規定もありますから、年々いい方向にいつていると思うのですが、肝心かなめの漁業者の方々、もちろんライフジャケットを着けると操作性が悪いという意味もあるのですが、これは漁業者の声から出た条例ですので、そこら辺本末転倒のないように、県のほうからもプレジャーボート等の条例も踏まえてそこら辺を啓発するようにぜひお願いしたい。テレビで保安庁のニュースが出るたびに心を痛めておまして、何とか事故防止につなげていただくように、条例のこともうまく利用させていただくように一つお願いしたいと思います。

それから、さっきの競馬の件で、来年度は大変工夫をなされていると私も思います。しかし、この経済不況の中で、どれだけ売上げが伸びるのかというのは不透明でもありますし、これはお願いになるのですけれども、あらゆる選択肢、そしてアンテナを高くして、売上げを伸ばさないことには解決できないものですから、目標とすればこれは一つなのですね。売上げを伸ばしていくということ。確かに逆境ではありますけれども、さまざまな取り組みを重ねた中で、それから経営体のあり方も含めて、去年は民間委託の部分もあつて、さまざまな部分がありましたけれども、内部改革も含めて、今後はやはりここまで来たのですから、石にしがみついても岩手競馬を継続していくのだということ、その主体的な役目はやはり県のほうにあると思いますから、ぜひとも頑張ってくださいなというふうに思います。

それから一つだけ、ちょっと末節的な質問ですけれども、去年は無償でタレントの東幹久さんがイメージキャラクターということでやっていただいたのですが、ことしはどのようなのでしょうか、ことしは何か予定がありますでしょうか。欲を言えば、女性のタレントの方々にもかわりばんこにやっていただいて、男性ファンも引きつけるというようなこともやっていただけると少しは集客が伸びるのではないかと考えていますけれども、その点についてはいかがですか。

○千葉理事　前段の部分で、まずあらゆる選択肢を取りながら売上げを伸ばすのは、まさにそのとおりでございます、そういう意味で今回、平成21年度の事業計画をお出して

おりますけれども、これ以外にもさまざまな例えばJRAあるいは地全協とも意見交換をしながら、売り上げ拡大のあらゆる策をスピードを上げながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、タレントの件でございましてけれども、今年度は東幹久さんを使っておりますけれども、来年度はどなたも決まっております。人間を使うのか、あるいは動物を使うのか、それも含めて今検討中でございまして、女性が使えるかどうか、ちょっとまだわかっておりませんので、御期待いただければというふうに思っております。

○飯澤匡委員 最後になりますが、では東さんとの契約はもう切れたわけですね。そうですか、それはちょっと残念でした。今度、千葉理事は退団されるということで、御苦労さまでございました。私も馬券のほうでできる限りお手伝いはしたいと思っているわけですが、やはり魅力あるレースがないとなかなかそこら辺が難しいと。いろんな人を連れて競馬場に足を向かわせるのにも、レースが魅力なければやっぱりだめだと思います。

それから、地全協の方とこの間お話しする機会を得ましたけれども、岩手競馬に係る期待というのは大変なものがあるなど。岩手がここでくじけてしまうと、他の競馬組合も多大な影響を受けるということでもあります。そういう重要な責務を背負って残されたといいますか、これからの方々にも頑張ってもらいたいというふうに思います。終わります。

○工藤勝博委員 農業研究センターの運営についてお聞きしたいと思いますけれども、県では平成15年に行政構造改革プログラムというのがあって、その中で県立大学と工業技術センターを独立法人になされておりますけれども、国内でも有数の研究センター、施設も立派にして施設設備があるわけですが、今の農業情勢の中でやはり種子開発とか技術開発をするには、県の直営だけではなかなかそのスピードに追いつけないのかなと私は感じております。そういうことも含めて、今までもいろいろ検討はなされたと思っておりますけれども、その辺のことについて検討したことがあればお伺いしたいと思います。

○高橋農業普及技術課総括課長 農業研究センターにおける研究推進ということで、独法化につきましては農業分野の技術の開発としては行政や普及との密着な連携のもとに進められるものであると。それから、受益者である農業者の資金力といいますか、そうした工業部門のように技術開発に関しての資金的な面が困難であるというふうなこともございまして、農業研究センターの独法化につきましては必ずしも効果的、効率的な行政サービスの向上につながるものではないというふうなことで、検討の結果、平成19年度末で一定の結論は出したところでございます。

○高前田農林水産部長 農研センターの関係で、先ほど種子の開発、品種の開発というお話がございました。今御案内のとおり、最近特に園芸部門であるとか、花卉部門におきましては、民間の育種家の開発によりますますさまざまな新品種が出てきております。そういったようなことも踏まえまして、私ども特に園芸部門、それから花卉部門につきましては、そういった民間の育種家との連携が極めて重要だということで、昨年度からでございますけれども、民間育種家との連携を強化するための研究会といったようなものを組織しまして、具体

的な取り組みを開始しているところでございます。

具体的には、今中心となっておりますのは、リンゴでありますとかリンドウでありますとか、そういうものを中心で今進めさせていただいているところでございまして、今後ともそういう民間部門と連携ができるところにつきましては民間、そして大学といったようなところとも幅広く連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。あわせて民間、大学だけではなくて国の試験研究機関も本県にはございますので、そういったところともしっかりと連携をしながら、さまざまな研究開発を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○工藤勝博委員 独法化によって、メリット、デメリットも当然あるかと思えますけれども、実は私も東北農業研究センター研究員ということで委嘱を受けているのです。農家サイドからのいろんな意見を吸い上げて研究開発につなげたいということ東北農業研究センターでは実際やっている。いろんな分野の方が協力研究員ということで構成されているのですけれども、消費者側を含めて、それがストレートな声としてその分野に波及しているわけなので、それらを含めると、連携するにしてもそういう同じレベルで連携したほうがより効果的だろうと思えます。そういうことも含めて、メリットがないと言われれば、このままでいいのかなということも言えると思えますけれども、何かしらやっぱり従来以上にスピードのある新開発ができればそういう方向に進むほうがいいのではないかなと思えますし、実は民間の育種家の皆さんは、協力しながら育種すると言ってもやっぱり限度があるわけです。特に品種の場合はパテントの関係もあるし、どこまで本音でやれるか、やるかということもあると思うので、特に地元の八幡平の花卉センターがあるわけですが、自前で親株を維持するだけでも大変だと。県内皆さんからの要望があって種子を供給できる、研究できるというまではいかないのだと。どうしてもやっぱり県も含めて全体的にやっていると、そういう開発が難しいという声があるのです。そういうことも含めれば、ある程度独立した形の運営形態が求められるのではないかなと思えますけれども、その辺の今後の予定はどういう形で進められるのでしょうか。

○高前田農林水産部長 委員御指摘のとおり、最近の育種のスピードは速くなってきております。加えまして、ほかの競合する産地におきましては、例えばリンゴであるとか、そういうものについては自前で育種したものはほかの県に出さないといった囲い込みの動きも出てまいっております。今後本県としてはそういった産地間競争ということも考えますと、こういった育種のスピードを上げていくと。それから、関係者との連携を強化して、深みを持ったような取り組みをやっていくということが極めて重要だろうというふうに思っております。まずはそういった県内の育種家の方々、特に民間の先進的な農家の方がいらっしゃいますので、そういった方々との連携を強化することを目的に研究会というものを具体的に組織しまして、具体的な予算も計上させていただいて、取り組みをスタートさせているところでございます。

そういったような中で具体的な成果としては、リンゴの新しい有望な品種なんかも今具



体化されつつございます。そういったようなものを、まずは実績としてしっかりと積み上げていきたいというふうなことで、その先に具体的にはどういうことの取り組みができるかというものが、こういった取り組みを強化していく中でいろいろと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○工藤勝博委員　そういう方向性はわかりましたけれども、その運営自体も含めて相当な金額あるいは施設を有しているのので、総合的に今後のことを考えた場合、その運営方法、病院だけではないですけれども、やはり従来のままではそのとおり立ち行かなくなるような感じもしています。先ほど部長さんがおっしゃいましたけれども、今、野菜にしろ花にしろ、各県が独自に開発した部分はほとんどよそに出さない。そして、産地化をつくっているのので、そのスピードに負けないような形の取り組みをしていただきたいというふうにあわせてお願いして終わります。

○工藤勝子委員　種をまく時期に入ってまいりまして、農家の人たちはそれぞれもう畑をつくるために野菜の苗等のづくりも始まってきているわけですがけれども、結構化学肥料も使うわけですがけれども、価格が安くなってきたとはいえ、まだまだ高い、資材も高い推移でいっていると思っております。その中において、発酵鶏糞の開発というようなことに期待をしているわけですがけれども、この開発の状況、今年度どういうところに普及しているのか。PRはどの程度進んでいるのか。そして、例えばモデル的なところをつくって、水田を中心にするのか。畑地、リンゴ、花、そういうものに対してどのような形で使われていこうとしているのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○高橋農業普及技術課総括課長　発酵鶏糞につきましては、既に県が特許を取っております。現在、九戸村の民間の堆肥工場におきまして、県の特許を取りました技術、鶏糞に硫黄を混ぜて発酵させると、それで窒素濃度を約1%高めるということで、既に1回目の試作が終了しているところでございます。

それから、今後これを活用して、発酵鶏糞は肥料成分が高いといいましても、化学成分に比べてはやっぱり成分的に低いものですから、これにもう少し化学肥料を混ぜて、一回で圃場に散布できると。肥料成分が低い場合は、もう一回鶏糞を圃場にまいて、その後また足りない分を化学肥料でまくというふうに2回になってしまうわけですので、利便性を向上させるために、そうしたことについても現在試作中でございまして、これは平成21年の作付けに向けて、現在、農家の選定を農協と普及センターを通じまして、実施される農家を募っているところでございまして、いわゆる土地利用型作物の水稻とか、大豆あるいはキャベツ等というふうなところで試作したいと考えております。

○工藤勝子委員　水稻と大豆、キャベツという話がありますがけれども、例えば非常に安ければ畜産農家の草地等にも使えるとかということもあると思うのです。ぜひいろいろな作物に使用していただきたい、試験をやっていただきたいというお願いでもあります。それによっても例えばトマトとか、そういう部分も含めまして、非常に養鶏農家の人たちは処理に困っていることもありますので、そういう形の中でこういうオリジナルの肥料が開発されて

特許も取っているわけですので、そういう形で県下に使われて、いろんな作物に試験をしてみ、どういう形になるのかなど、そういうものを進めていただければなと思っております。

そういうところに期待をしているわけですので、ぜひPRも兼ねながら、使っていただいている農家の人と連携を取りながら、今後進めていただければいいかなど、そのように思っております。どのくらいあるのかわかりますか。希望はまだでしょうか。

○高橋農業普及技術課総括課長 現在1回目の硫黄添加をして発酵したものが40トンほどというふうなことで、工場のほうで現在ストックしていただいているところでございます。

○工藤勝子委員 余り多い量でもないわけですので、つくれるところも限られてくるのかなど、そのように思っておりますけれども、今後に期待したいと思っております。

それではもう一点、むら・もり・うみの女性ビジョンがあります。男女共同参画社会の中で、男女共同参画社会という環境生活部のほうで担当しているものがあると思っておりますけれども、農村女性のほうの男女共同参画の中で、どのような連携をとっていらっしゃるのかということ。女性のつどい等もあって、農村女性の方々も参加しておりましたけれども、今後そこの連携も非常に大事になってくるのかなどと思っております、この辺についてお聞きしてみたいと思っております。

それから、女性農業委員、ここ女性の就業者が6割を超えている中で、非常に大事な要素になってくる地域における女性のリーダーになる人たちであります。その中で、合併によって非常に女性が出づらい環境になってきていると思っております。遠野においても、今年度改選が行われまして3人が、公選で2人、議会推薦で1人という形で入ったわけですが、今後こういうところにきちっと支援していただくというのですか、女性を育てていくつもりでお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋農業普及技術課総括課長 むら・もり・うみ女性ビジョンの関係でございますけれども、農山漁村の女性の活動促進を図るために、女性リーダーの育成、それから何といても家族経営協定、いわゆる経営の中での男女共同参画、これを具現化するための家族経営協定、あるいは女性起業とか、食の匠などの食文化の伝承、こうしたことの取り組みを通じまして、県内の女性の方々が連携をとりながら、しかもそれぞれの能力向上を図るというふうな取り組みを進めているところでございまして、現在、農山漁村いきいきチャレンジ新事業というふうなことで女性リーダーの育成、それから農山漁村女性の連携、本年度はむら・もり・うみ女性塾、それからむら・もり・うみ輝く女性フォーラムというのを開催しながら取り組んできたところでございます。その中では、男女共同参画担当部署との連携といいますか、特にフォーラムの開催に当たっては連携しながら取り組んできたところでございます。

それから、女性農業委員の促進といいますか、これにつきましては本県では男女共同参画社会の実現を目指しまして、平成12年にむら・もり・うみ女性ビジョンの策定を終えまして、これまで平成22年の女性委員数を各運営委員会2名以上というふうなことで、また全体の農業委員数に占める女性委員の割合を10%以上というふうな目標にして促進に取り組んできたところでございまして、現状は女性農業委員は10%ほどというふうな状況になっ

ております。

これらの拡大の取り組みについては、岩手県女性農業委員ポラーノの会というふうな組織がございまして、こうした会が女性農業委員のいない市町村を訪問しながら、最初は議会推薦委員の登用とか、そうした要請活動を通じて女性農業委員の増員といたしますか、それに取り組んでいただいているところがございます。県としても議会推薦委員枠の中で、女性を登用していただくように各市町村に働きかけていただくよう農業会議を通じてお願いしているところがございます。以上でございます。

○大宮惇幸委員長 ほかにもございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

なお、委員の皆様には次回の委員会の運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、体験型教育旅行の取り組み状況について及び水産業・漁村の多面的機能と環境生態系保全活動についてといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので御了承願います。

次に、当委員会の委員会調査計画についてお諮りいたします。

お手元に調査計画案を配付いたしておりますが、この日程により調査を行うこととし、詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。